

注記（一般会計等）

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

原則として取得原価により計上しています。ただし、道路及び水路の敷地のうち、取得原価が不明なもの及び無償で移管を受けたものは備忘価額1円としています。なお、行政サービス提供能力が著しく減少した場合等は、相当の減額を行った後の価額で計上しています。

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

- ① 市場価格のあるもの・・・会計年度末における市場価格
- ② 市場価格のないもの・・・取得原価（出資金額）

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

定額法により算定しています。

主な耐用年数は以下のとおりです。

建物：15～50年、工作物：10～60年、物品：3～10年

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から、既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額を計上しています。

③ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する受払いを含んでいます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

物品については、取得価額が100万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

2 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更

変更はありません。

(2) 表示方法の変更

変更はありません。

(3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更

変更はありません。

3 重要な後発事象

該当はありません。

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体（会計）の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っています。

団体名	確定債務額	履行すべき額が確定していない損失補償債務等		総額
		損失補償等 引当金計上額	貸借対照表 未計上額	
土地開発公社	—	—	4,300,000 千円	4,300,000 千円
計	—	—	4,300,000 千円	4,300,000 千円

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 対象範囲（対象とする会計）

一般会計

② 一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異

一般会計等は、普通会計の対象範囲としています。

③ 地方自治法第235条の5の規定により出納整理期間が設けられています。当会計年度に係る出納整理期間（令和4年4月1日～5月31日）における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

④ 各項目の金額を表示単位未満で四捨五入しているため、合計等の金額が一致しない場合があります。

⑤ 地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	6.2%	2.1%

⑥ 繰越事業に係る将来の支出予定額

区分	金額
繰越明許費（一般会計）	1,178,700 千円

(2) 貸借対照表に係る事項

① 売却可能資産の範囲

翌年度予算で財産収入として措置されている公共資産や行政目的で保有していたものを用途廃止して売却する場合は、売却可能資産に該当します。

② 減債基金に係る積立不足額

該当はありません。

③ 基金借入金（繰替運用）の内容

	期間	繰替使用額
財政調整基金	令和3年4月1日～令和3年5月31日	600,000 千円
財政調整基金	令和3年12月28日～令和4年1月14日	800,000 千円
財政調整基金	令和3年12月28日～令和4年3月31日	400,000 千円

財政調整基金	令和4年2月10日～令和4年3月31日	500,000千円
財政調整基金	令和4年2月21日～令和4年3月31日	501,258千円
財政調整基金	令和4年2月28日～令和4年3月31日	298,742千円
財政調整基金	令和4年3月18日～令和4年3月31日	300,000千円

④ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額：11,923,017千円

⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

区分	金額
標準財政規模	12,116,304千円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	1,962,814千円
将来負担額	30,612,248千円
充当可能基金残高	8,884,993千円
特定財源見込額	1,390,004千円
地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額	20,116,632千円

⑥ 自治法第234条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額

該当はありません。

(3) 純資産変動計算書に係る事項

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支 741,115千円

② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	23,343,295千円	22,237,704千円

財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	—	—
繰越金に伴う差額	△590,509 千円	200,000 千円
端数調整	—	—
資金収支計算書	22,752,785 千円	22,437,704 千円

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳
資金収支計算書

業務活動収支	2,352,774 千円
投資活動収入の国県等補助金収入	1,036,389 千円
未収債権・未払債務等の増加（減少）等	234,086 千円
減価償却費	△2,272,851 千円
賞与等引当金繰入額	△188,176 千円
徴収不能引当金繰入額	△4,633 千円
資産除売却益（損）	△188,373 千円
純資産変動計算書の本年度差額	969,216 千円

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及は次のとおりです。

一時借入金の限度額 4,000,000 千円

⑤ 重要な非資金取引

該当はありません。